

社会福祉法人くすの園役員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くすの園（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員には、年間総額200,000円の範囲内で、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

2 役員のうち、常勤の理事（職員を兼務し、職員給与を支給されている者）には、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

3 非常勤の役員（常勤の理事を除く理事及び監事、以下同じ。）が次に掲げる事項の会議等に出席したとき、報酬として日額5,000円を支給する。ただし、同一日に2以上の会議等に出席した場合は、1のみの日額を支給する。

(1) 非常勤の役員が理事会へ出席したとき。

(2) 非常勤の役員が評議員会へ出席したとき。

(3) 非常勤の役員が理事長の要請により、その職務執行のための研修会その他会議等に出席したとき。

4 監事が法人の監査のために出務したときは、報酬として日額10,000円を支給する。

5 前2項に規定する報酬は、その都度支給する。

(費用弁償)

第3条 非常勤の役員が前条第3項各号に掲げる事項の会議等に出席するため、及び監事が法人の監査のために、下関市内を旅行した場合には、費用弁償として次のとおり交通費を支給する。ただし、出発地から会議等の開催場所（以下「目的地」という。）までの距離が片道1キロメートルに満たない場合は支給しない。

(1) 公共交通機関（鉄道、路線バス等でタクシーを含まない。）を利用した場合は、出発地から目的地までの最寄り駅、バス停間等を通算して計算した運賃

(2) 私有自動車を利用した場合は、出発地から目的地まで、1キロメートルにつき37円で計算した額

2 前項第2号による計算金額に10円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

3 第1項に規定する費用弁償は、その都度支給する。

(報酬等及び費用弁償の支給方法)

第4条 役員の報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(旅費)

第5条 役員が職務遂行のため、下関市以外に旅行する場合には、社会福祉法人くすの園旅費規程（平成元年11月25日施行）の例により、旅費を支給する。

(退職手当金)

第6条 非常勤の役員に退職手当金は支給しない。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(その他)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第20条の規定により、平成29年6月に招集される定時評議員会の終結の時から施行する。

2 社会福祉法人くすの園役員費用弁償規程は、廃止する。